

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

川崎競輪場におけるミッドナイト競輪の実施について

資料 1 ミッドナイト競輪の実施について

資料 2 ミッドナイト競輪 打鐘音調査結果

参考資料 全国・川崎競輪場の車券売上金及び入場者数の推移

経済労働局

平成30年1月26日

ミッドナイト競輪の実施について

1. 競輪の開催形態について

- ・モーニング開催 開催時間帯 8時～12時
- ・昼間開催 開催時間帯 10時～16時30分
- ・ナイター開催 開催時間帯 15時～20時30分
- ・ミッドナイト開催 開催時間帯 21時～23時30分

2. ミッドナイト競輪の内容

●ミッドナイト競輪の開催時間帯は21時～23時30分で実施され、開催時間帯での多数の競合が避けられ、7車立てで分かりやすいレースでもあることから年々売上げが増加している。

川崎競輪場のFⅡ昼間開催の1日平均売上（平成29年度直近2開催平均）	約8,600万円
他場におけるミッドナイト競輪の1日平均売上	
平成27年度	約1億1,400万円
平成28年度	約1億3,300万円
平成29年度（平成29年12月開催分まで）	約1億5,500万円

●車券発売並びに観戦

- ・観客を入れずに競走を実施。車券発売は電話投票・インターネット投票による。
- ・レースの観戦はCS専門チャンネル、インターネット競輪公式サイト、動画配信で視聴観戦。

●ミッドナイト競輪の導入状況

- ・現在は43場中13場で実施している。（小倉、前橋、青森、高知、佐世保、玉野、奈良、武雄、西武園、大垣、弥彦、別府、宇都宮の各競輪場）
- ・平成30年度上半期に松阪競輪場が実施を予定しており、平成30年度下半期について松戸、伊東温泉、松山の各競輪場が実施を検討しており、競輪界全体の方向性として、今後も実施場が増える見込みである。

3. ミッドナイト競輪実施目的

- 川崎競輪場は、年間本場開催を15節46日実施しているが、GⅢの記念開催以外は収益性が低く、記念開催（GⅢ）での大きな収益に依存しているのが現状である。
- 既存顧客の満足度の向上のほか、新規顧客の獲得、競輪事業収益の向上を目的に、本市総合計画に位置付けられた効率的な競輪場運営の確立に向けた施策の一つとして、初めてミッドナイト競輪の実施を検討する。具体的には、本場開催のうち収益性に課題のあるFⅡ昼間開催1節3日間を、FⅡミッドナイト開催2節6日間に振り分けて開催する。

資料 1

※（参考 年間本場開催状況）

◇年間本場開催状況

グレード	開催節数	開催日数
GⅢ	1	4
FⅠナイター	6	18
FⅠ昼間	1	3
FⅡナイター	5	15
FⅡ昼間	2	6
合計	15	46



◇ミッドナイト競輪開催の場合

グレード	開催節数	開催日数
GⅢ	1	4
FⅠナイター	6	18
FⅠ昼間	1	3
FⅡナイター	5	15
FⅡ昼間	1	3
FⅡミッドナイト	2	6
合計	16	49

4. ミッドナイト競輪により見込まれる効果

●新規顧客の獲得

- ・21時からのため、サラリーマン等が終業後に、自宅などで競輪を楽しむことができる。

●売上の向上

- ・スマートフォンやパソコンなどにより、新規顧客やライトユーザーがいつでも投票が可能であり、売上の向上につながる。

●効率的な開催

- ・場内での~~車券発売・場内警備・清掃・無料バスの運行等~~が必要なく、通常の開催より経費を大幅に削減でき、効率的な開催となる。



サービス向上と収益改善が期待される

5. ミッドナイト競輪実施検討に向けての事前調査

ミッドナイト競輪実施の検討にあたっては、観客を入れずに競走を実施するため来客によるゴミの散乱等の影響はないものの、打鐘音等による騒音影響を把握するため、平成29年12月19日に事前調査を行った。（資料2参照）

打鐘音等について周辺町内会長の協力を得て調査を行った結果、全ての観測地点でかすかに聞こえる程度であり、周辺住民の生活に影響のない程度であることが確認された。

6. 今後のスケジュール（案）

- ・平成30年1月26日 総務委員会終了後、川崎区選出議員へ情報提供
- ・平成30年2月 周辺住民との協議・同意書の取り交わし
- ・平成30年2月末～3月 警察署、消防署との協議
- ・平成30年7月 関東経済産業局との事前協議
- ・平成30年11月 関東経済産業局へのミッドナイト競輪実施計画書の届け出
- ・平成31年2月～3月 ミッドナイト競輪開催

1. 調査地点



● 調査地点

ミッドナイト競輪 打鐘音調査結果

2. 調査地点1から3での調査結果

(1) 場内放送の状況 ※「○」聞こえない、「△」かすかに聞こえる、「×」よく聞こえる

調査時間等	調査場所	結果
選手入場音楽 ファンファーレ音 1クール:21時00分 2クール:21時30分	調査地点1	1クール:○ 2クール:○
	調査地点2	1クール:○ 2クール:○
	調査地点3	1クール:○ 2クール:○
着順・払戻 決定放送 1クール:21時15分 2クール:21時45分	調査地点1	1クール:○ 2クール:○
	調査地点2	1クール:△ 2クール:○
	調査地点3	1クール:○ 2クール:○

(2) スタート合図(号砲)の状況 ※「○」聞こえない、「△」かすかに聞こえる、「×」よく聞こえる

調査時間	調査場所	結果
1クール:21時03分 2クール:21時33分	調査地点1	1クール:△ 2クール:△
	調査地点2	1クール:○ 2クール:○
	調査地点3	1クール:○ 2クール:○

(3) 打鐘音の状況 ※1回目「通常の木槌」、2回目「ゴムハンマー」、3回目「布を巻いた木槌」で打鐘(普通騒音計により測定)

⇒測定最大値
⇒測定最小値

・調査地点1

1クール	打鐘前(平常時)	1回目	2回目	3回目	2クール	打鐘前(平常時)	1回目	2回目	3回目
調査時間	20時55分	21時06分	21時09分	21時12分	調査時間	21時25分	21時36分	21時39分	21時42分
測定値(最大値)	48.4db	57.4db	56.4db	55.5db	測定値(最大値)	50.2db	55.6db	56.8db	57.1db
測定値(最小値)	44.7db	48.5db	49.1db	50.4db	測定値(最小値)	44.5db	49.8db	50.0db	49.2db

・調査地点2

1クール	打鐘前(平常時)	1回目	2回目	3回目	2クール	打鐘前(平常時)	1回目	2回目	3回目
調査時間	21時06分	21時06分	21時09分	21時12分	調査時間	21時30分	21時36分	21時39分	21時42分
測定値(最大値)	※60.0db	56.0db	53.0db	53.0db	測定値(最大値)	※60.0db	55.0db	56.0db	55.0db
測定値(最小値)	48.0db	52.0db	50.0db	50.0db	測定値(最小値)	48.0db	53.0db	53.0db	53.0db

※打鐘前(平常時)60.0dbは自動車通行時の音

・調査地点3

1クール	打鐘前(平常時)	1回目	2回目	3回目	2クール	打鐘前(平常時)	1回目	2回目	3回目
調査時間	21時06分	21時06分	21時09分	21時12分	調査時間	21時25分	21時36分	21時39分	21時42分
測定値(最大値)	51.0db	51.5db	52.0db	52.9db	測定値(最大値)	49.0db	50.2db	52.2db	52.4db
測定値(最小値)	49.0db	49.6db	49.0db	48.3db	測定値(最小値)	46.0db	49.8db	50.1db	49.7db

○音の大きさの目安

50~60デシベル⇒人の話し声程度(例:普通の事務所)

3. 周辺8町内会での調査結果

※「○」聞こえない、「△」かすかに聞こえる、「×」よく聞こえる

(1) 場内放送等の状況

調査時間等	結果
選手入場音楽 ファンファーレ音 1クール:21時00分 2クール:21時30分	○ 8町内会長宅全て
着順・払戻 決定放送 1クール:21時15分 2クール:21時45分	○ 8町内会長宅全て
スタート合図 (号砲音) 1クール:21時03分 2クール:21時33分	○ 8町内会長宅全て

(2) 打鐘音の状況

調査時間等	結果
1クール 1回目:21時06分 2回目:21時09分 3回目:21時12分	2回目(ゴムハンマー):△ 富士見1丁目町内会長宅 ○ 富士見1丁目町内会1回目・3回目 及び他7町内会
2クール 1回目:21時36分 2回目:21時39分 3回目:21時42分	1回目(通常の木槌):△ 旭港町内会長宅 ○ 旭港町内会2回目・3回目 及び他7町内会

4. まとめ

場内放送並びにスタート合図(号砲)の状況

- ・聞こえたとしても「かすかに聞こえる」程度
- ・ほとんどの場合は「聞こえない」という結果

打鐘音の状況

- ・全ての調査地点でかすかに聞こえる程度だったため、打鐘音が測定値の変動に影響したとは考えにくい
- ・各町内会の任意地点においてもほとんどの場合は「聞こえない」という結果で、聞こえたとしてもかすかに聞こえる程度だった

◎打鐘音等について周辺町内会長の協力を得て調査を行った結果、全ての観測地点でかすかに聞こえる程度であり、周辺住民の生活に影響のない程度であることが確認された。

測定値について

※川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例で、測定時において調査地点での騒音規制基準は50デシベルと定められている。(第二種住居地域)
※上記打鐘音の状況のとおり、打鐘音が測定値の変動に影響したとは考えにくい、打鐘を弱めることや鐘にタオルを巻き付ける等、対策について関係部署との調整を進めている。

全国・川崎競輪場の車券売上金及び入場者数の推移

